

いなばの絆

相続により受け継いだ貯金、大切にお預かりいたします。

スーパー定期貯金(単利型)

預入期間 1年

スーパー定期貯金
300万円以上店頭金利

+0.25%



☆取扱期間

平成25年11月7日～販売終了まで

☆対象となるお客様

金融機関(当組合以外も含む)で相続手続き完了後1年以内に相続により取得した資金をお預け入れいただける個人(個人事業者を含む)の方

☆対象商品

スーパー定期貯金(単利型)

☆対象資金

金融機関(当組合以外も含む)で相続手続き完了後1年以内に相続により取得した資金

☆お預入れ期間

1年の自動継続

(元金継続、元利金継続のいずれか)

※上乗せ金利の適用は預入日から初回満期日(初回継続日)までとし、満期後に継続となる定期貯金は継続日におけるスーパー定期店頭表示金利を適用します。

☆対象預入金額

300万円以上1円単位

※お預け入れ金額が1,000万円以上であっても大口定期貯金とはなりません。

☆中途解約時における利率の取扱いについて

自動継続スーパー定期貯金規定(単利型)に基づく中途解約利率を適用します。

①当商品をご利用いただくにあたり、以下の書類の提出が必要となります。(写しでも可)

①相続手続きが完了した時期が確認できる書類

金融機関に提出した依頼書、被相続人名義の解約済み通帳、または解約計算書など

②被相続人、相続人が確認できる書類

金融機関に提出した依頼書、戸籍謄本(または改正原戸籍謄本)、遺言書(公正証書遺言書、または自筆遺言書※家庭裁判所の検認済みのもの)など

③相続により取得した資金と確認できる書類

金融機関に提出した依頼書、遺言書(公正証書遺言書、または自筆遺言書※家庭裁判所の検認済みのもの)、被相続人名義の解約済み通帳、または解約計算書など

※当組合で相続手続きを行ない取得した資金をお預入いただく場合は、①～③の書類提出は必要ありません。

※他金融機関で相続手続きをされた方で「遺産分割協議書」をご提示される場合は、①～③の書類提出は必要ありません。

商品概要説明書

(令和3年9月1日現在)

1. 商品名	・相続定期貯金「いなばの絆」
2. 販売対象	・個人（個人事業者を含む）のお客様
3. 販売条件	<p>・金融機関（当組合以外も含む）で相続手続き完了後、1年以内に相続により取得した資金とさせていただきます。</p> <p>*以下①～③のいずれかの相続貯金が証明できる書類を確認させていただく場合があります。なお、書類に関しては写しでも可とします。</p> <p>①相続手続きが完了した時期が確認できる書類 金融機関に提出した依頼書、被相続人名義の解約済み通帳、または解約計算書など</p> <p>②被相続人、相続人が確認できる書類 金融機関に提出した依頼書、戸籍謄本（または改正原戸籍謄本）、遺言書（公正証書遺言書、または自筆遺言書※家庭裁判所の検認済みのもの）など</p> <p>③相続により取得した資金と確認できる書類 金融機関に提出した依頼書、遺言書（公正証書遺言書、または自筆遺言書※家庭裁判所の検認済みのもの）、被相続人名義の解約済み通帳、または解約計算書など</p> <p>※当組合で相続手続きを行ない取得した資金をお預入いただく場合は、①～③の書類提出は必要ありません。</p> <p>※他金融機関で相続手続きをされた方で「遺産分割協議書」をご提示される場合は、①～③の書類提出は必要ありません。</p>
4. 取扱期間	・平成25年11月1日～販売終了まで
5. 預入期間	<p>・1年（元金継続、元利継続のいずれか）</p> <p>・自動継続の取り扱いとします。</p>
6. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<p>・一括預入</p> <p>・300万円以上</p> <p>*お預入金額1,000万円以上であっても大口定期貯金とはなりません。</p> <p>・1円単位</p>
7. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
8. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<p>・預入日の約定利率を満期日まで適用します。約定利率は、「スーパー定期300万以上」の店頭表示利率に0.25%を上乗せし適用します。</p> <p>*<u>上乗せ利率の適用は、預入日から初回満期日の前日までの期間とし、満期後に自動継続となるスーパー定期(単利型)は継続日におけるスーパー定期の店頭表示利率といたします。</u></p> <p>・満期日以後に一括して支払います。 元利継続の場合の利息は継続される貯金の元金に組み入れられます。</p> <p>・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をします。</p> <p>・課税扱いの場合20.315%（国税15.315%、地方税5%）*の源泉分離課税となります。 *令和19年12月31日までの適用となります。</p> <p>・店頭の金利表示ボードで表示しています。</p>
9. 付加できる特約事項	<p>・総合口座の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率）</p> <p>・マル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取り扱いができます。</p>
10. 中途解約(期限前解約)時の取扱い	<p>・この貯金は、原則満期日前の解約ができません。</p> <p>・やむを得ず本貯金を満期日前に解約する場合の本貯金の利息計算には、中途解約日における自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）に定める中途解約利率を適用いたします。</p>

<p>1 1. 貯金保険制度 (公的制度)</p>	<p>・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
<p>1 2. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店窓口または金融部金融企画課(電話:0857-37-0525)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、鳥取県農業協同組合中央会が設置・運営する鳥取県JAバンク相談所(電話:0857-21-2600)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部金融企画課または鳥取県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>岡山弁護士会岡山仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記鳥取県JAバンク相談所にお申し出ください。)</p>

詳しくは窓口までお問合せください。

JA鳥取いなば